

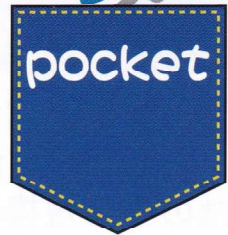


社労士の

永江社会保険労務士事務所

永江啓一郎

ミニポケット



Q. 毎年7月10日提出の社会保険の算定基礎届と労働保険の年度更新ですが、今年度変更される点はありますか？

A. 社会保険関係

平成 28 年 4 月 1 日（5 月 31 日引き落とし）より健康保険及び船員保険の標準報酬月額の上限を 47 等級（121 万円）から 50 等級（139 万円）に引き上げられました。また、併せて標準賞与額の年間上限が 540 万円から 573 万円に引き上げられました。

算定基礎届の詳しいことは下記をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20141104-01.html>

労働保険関係

平成 28 年度の雇用保険料率が引き下がりました。

失業等給付の雇用保険料率は労働者負担・事業主負担ともに 1 /1000 ずつ引き下がり、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は 0.5/1000 引き下がります。

保険料の詳しいことは下記をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/2.pdf>